



飛賀 貴夫 議員

ひばりが丘2丁目地区 道路のり面崩壊災害

◆復旧工事のスケジュールは

答 10月末を目標に片側通行へ

問 本年8月18日にひばりが丘2丁目地区道路のり面崩壊災害が発生した。

生活道路に大量の土砂が流入したが、人的被害はなかった。のり面崩壊の概要と原因究明は。

答 都市整備課長

概要は、8月11日～17日の間に713ミリの降水があり、全長50m、高さ19mにわたり造成時の盛土部分の表層土約1700m³が崩壊、道路が通行不能になった。原因は、団地が造成された昭和58年以前の航空写真で見ると、災害発生箇所は、山の谷間であり水が集まる地形で、8月の5年平均降雨量の3倍以上の雨が続き、脆弱部からの局部湧水によって崩壊が生じたものと推測している。詳細は、今後のボーリング調査で明らかになる。

問 対策工法と復旧工事のスケジュールは。

答 都市整備課長
ひばりが丘団地は、世帯数1129世帯で、西鉄バスは1日130台運行している。災害発生箇所は、通学路および生活道路となっており、1日も早い復旧を目指している。

まず、10月末を目標に片側通行ができるように仮設防護柵や大型土嚢を設置する。

また、表層崩壊の原因である地下水位の上昇を抑制する横ポーリング等の設置、雨水排水の容量を大きくするなどの対策を進める。

今後、災害査定により、工法と復旧工事のスケジュールが固まる。

問 災害復旧工事は現状復旧と聞か。

答 都市整備課長
原則現状復旧となる。

問 現状復旧となると、のり面に階段を設置す

ることになると思うが、階段を通学路として利用することに、多くの保護者が懸念を抱いている。

土砂をかぶった道路には、両側に幅広い歩道が設置されており、その歩道に安全対策を施して、通学路として利用したいとの要望がある。

問 階段設置や歩道整備については、ひばりが丘地区住民や児童生徒の保護者と十分な協議が必要と思うが。

答 都市整備課長
災害復旧工事を進める上で、のり面の階段や通学路をどのようにするか、地域関係者と協議しながら復旧工事を進めたい。

.....
令和4年度導入の小学校高学年における教科担任制は

問 令和4年度、全国公立小学校の高学年に教科担任制を導入する

ことが決まり、多くの期待が寄せられる。当町の導入形態は。

答 学校教育課長
国からの指示もなく、町の導入方法は、まだ協議していない。

情報では、国は令和4年度から4年間をかけて段階的な導入とし、対象教科は、英語、理科、算数、体育の4教科を想定している。

問 教科担任制の円滑な導入には、保護者との連携が必要不可欠で、戸惑う保護者もいる。

答 学校教育課長
成果や課題点等、丁寧な説明と理解を得ることが大切で、周知の方法も重要と考えるが。

問 学校教育課長
町内校長会で議題として取り上げ協議する。

問 教員免許更新制の廃止についての見解は。

答 教育長
教員の質の向上を目指し、町の研修に効果的な内容を取り入れていく。



白水 英至 議員

安全安心な生活ができる環境づくりを

答 環境は町全体の問題
住民の安全安心な暮らしを守る

問 仲山自治会から産業廃棄物リサイクル業の騒音および粉じん問題についての要望書が、県、太宰府市、町に出されている。

答 要望書の内容は、粉じんが家屋に入り車や洗濯物を汚し、日常生活に多大な影響が出ているため改善してほしいというものである。

問 この問題は30年以上前から続いていて、住民の苦情を取りまとめ、県、太宰府市、筑紫保健福祉環境事務所、町などに要望やヒアリングを続けてきたが十分ではなかった。

答 これまでの対応は、環境農林課長

これまで30回を超えてる現地での状況確認や対策のお願いなどの改善依頼等を行ってきた経緯がある。

また、粉じん等の情報提供により情報提供者への連絡や接見を行い、工場等の多い地域により発生源の特定が難し

いところではあるが、関係機関との連携を取りながら、企業への連絡、場内の立ち入りや改善のお願いなどを行ってきた。令和2年11月17日から1か月間の粉じん飛散調査を行った結果、特徴的な大気汚染は観測されなかった。

問 1か月間の粉じん飛散調査の期間中、関係企業は、作業を自粛していたようで、調査結果が不十分であり、再調査をしてほしい。今後の方針は。

答 環境農林課長
調査の仕方については、今後、関係者で協議し、調査期間については、1年間を通して行う方向で進めている。

問 明治町自治会では、金属スクラップ業の大型トラックが、雨上がりにタイヤについた泥を落とさず搬出するため、道路を汚し、その泥が乾いて粉じんとなっ

て車や洗濯物を汚している。また、金属の破片を道路にまき散らし、タイヤがパンクする被害が起こっている。今後の対策は。

答 都市整備課長
令和3年4月に道路汚損の苦情を受けて、現地を確認した。また、当該企業に聞き取り調査を実施し、道路法に基づき、要請・指導を行った。

問 他にも、昼夜構わず作業をする、塗装の臭気を放つ、大型トラックが朝早い時間に路上駐車でアイドリングをすることが毎日のように繰り返されている。

答 都市整備課長
用途地域が無指定であれば何をしてもいいのか。また、用途地域の見直しは。道路管理者としては、道路法に基づき対処していく。用途地域については、

現在見直しを進めている。今後、懇談会や都市計画審議会を開催し、関係者の意見を反映・検討しながら審議し、その内容を説明会で報告していく。

問 仲山および明治町自治会からは「私たちの自然豊かな生活を返してください」「安全で安心な生活ができる環境の改善を求める」この2つの要望書が出されているが、町長の見解は。

答 町長 30年以上におよぶ非常に長い期間、住民の方々に大変なご苦労や不安をかけたと思う。

環境問題は町全体の問題で、住民の安全安心な暮らしを守る事ができるよう、今後も継続して取り組み、改善を図っていく。



丸山 康夫 議員

宇美町の道路整備方針を問う

◆都市計画道路長谷・辻荒木線を 県道で整備できないか

答 早期着手をめざすために
調査研究をすすめる

問 県道筑紫野古賀線の整備状況は。
答 都市整備課長

全長33kmで事業費ベースの進捗率は約88%となっている。

宇美町部分は3500mで、内1800mは供用開始され、残りの1700mについては早期完成を図るため建設促進期成会で要望活動を進めている。

問 全線を一気に整備することは難しく、区間を区切って重点的に整備に取り組む必要があると考える。

若草交差点から山ノ内入口交差点までの区間340mを先行整備すると、歩道も連続し、利便性も向上すると考えるが、用地買収の進捗状況は。

答 都市整備課長
全現在88%の用地を取得し残り2筆だが地権者との合意には至っていない。
今後、福岡県土整備

事務所において、都市計画道路認定して土地収用法の適用も視野に入れて検討されている。

問 県道福岡太宰府線は、希望学園入口まで連続した歩道が整備されているが、残りが未整備で大変危険な県道となっている。

答 今後の整備方針は。
答 都市整備課長
希望学園入口から只越団地入口までの道路拡幅および歩道整備は、令和4年度末の完成をめざし整備が進められている。

只越団地入口から筑紫野古賀線に接続する部分は、那珂県土整備事務所が管轄しているが、整備時期などは公表されていない。

問 都市計画道路志免宇美線の進捗率は。
答 都市整備課長
用地買収は、宇美町側は54筆中13筆が買収済で約24%、志免町側

は43筆中31筆が買収済で約72%の買収率となっている。

問 県道飯塚大野城線は、宇美西口交差点を境に、大野城市側は4車線化が進んでおり、完成に大きな期待が寄せられている。

宇美町側においては都市計画道路長谷・辻荒木線が都市計画決定されているが整備方針は何か。
答 都市整備課長
延長940mあり、概算で39億円が見込まれている。

問 宇美町でこの整備を行うとなると財政的に大変難しく実現することはほぼ不可能だと思われる。

慎重な調査が必要だが、県道飯塚大野城線が、県道飯塚大野城線バイパスを町道に移管し、都市計画道路長谷・

辻荒木を県道として整備することを提案したいが、今後の整備方針を問う。

答 都市整備課長
現在、都市計画道路志免宇美線を整備しており、同時期に二路線を整備することは大変難しいと考えられる。

早期着手をめざすためには、今後なんらかの方法を調査研究していく必要がある。



4車線化が進む県道飯塚大野城線

緊急事態下(災害時)の情報発信ツールの拡大を



入江 政行 議員

種苗法改正は農業従事者に 多大な影響が

答 宇美町の農業者には
影響は及ばない

問 種苗法は、農作物の新しい品質を開発した人や企業に育成者権を認め、著作権と同じく権利を保護している。また、農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については、育成者権が及ばない範囲で原則自由とされてきた。

国連の「農民の権利宣言」は、地域の伝統的な品種の保存・利用や自家増殖は農民の権利と定められている。

法改正は、国際社会から逆の流れとなり、日本の制度は逆行している。

答 農家での自家増殖が禁止、育成権者に対して許諾料が発生、負担が増え、農業離れが加速することとなる。このことをどう考えるか。

環境農林課長
この改正の背景には、ぶどうのシャインマスカットなど国内で開発された優良な品種が海外に流出し、国内の農林水

産業の発展に支障を来す事態が生じており、品種登録された優良品種の海外流出防止などを目的としている。

自家増殖の禁止については、水稲栽培を主体としている町内の農業者への影響では、県内育成の登録品種である「元気つくし」は県と許諾契約があり、県外への持ち出し禁止や他者への譲渡禁止などの条件を付して自家増殖が認められている。

また、種苗の販売価格には、既に許諾料相当が含まれ、新たに負担が増えることはないと言っている。

問 世界は小規模農家による有機農業が急速に伸びている。要因として、学校給食の有機化の推進にある。

答 町として有機化を進められないか。
学校教育課長
現在、学校給食では、大量の食材が毎日必要

になるため、安定的な供給がないと成り立たない。このため、すべてを有機野菜などの有機農産物で賄うことは難しい。少しでも取り入れられるよう検討していきたい。

問 種を制するものは世界を制すると言われる。種苗法改正は、農業者だけでなく、消費者、国民にも影響を与えるが、このことをどう考えるか。

答 環境農林課長
法改正後において、従来種や一般品種の取り扱いには、従来どおりと推測、今後の品種登録に伴う農業者の自家増殖の問題や栽培地の制限が心配されている。このため、農業者の費用負担等の影響で、価格転嫁や品質が確保された食の安全性等で消費者への影響も当然懸念される。

種苗メーカーの動向に注視していく必要がある。

※参考コメント
柴咲コウさん(俳優)
「種苗法改正について、このままでは日本の農家さんが窮地に立たされてしまう。」
加藤登紀子さん(歌手)
「自国の農民の採種権利の一部を奪う種苗法改正である。」

コロナ禍の農業・食料への影響は



農林水産省
ホームページ
種苗法の改正について